

V

都市計画マスタープランの 実現に向けて

V 都市計画マスター
プランの実現に向けて

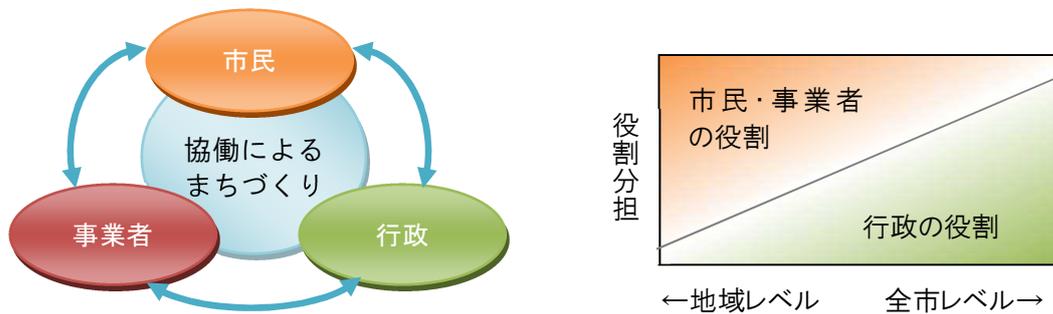
本マスタープランの実現には、行政が積極的な取組みを推進することはもちろんのこと、市民や事業者も主体的にまちづくりに参画し、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解し協力しあいながら、協働してまちづくりを進めていくことが不可欠であることから、協働のまちづくりを推進するための取組み方針を示します。

また、行政による事業・施策の取組み方針や、まちづくりの成果を定期的に把握し、改善に結びつけるための取組みなど、本マスタープランの運用・推進方策や進行管理方法を示します。

1. 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

まちづくりの主人公はそこで生活する市民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで和泉市をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識のもと、市民自らが自分たちの住むまちへの関心を高め、主体的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これからの和泉市のまちづくりは、市民や事業者が主体となり行政はこれらの活動を支援することも含め、市民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めていきます。



市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、まちづくりの主役として、その地域のあり方やまちづくりに関する知識を身につけ、まちづくりへの理解を深めます。 まちづくりに関するセミナーやワークショップ※などへ積極的に参加し、意見の表明やまちづくりに対する提案をします。 地域の魅力向上に向けて、様々な市民活動にも関心を持ち、積極的に参加します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 事業者とは、民間企業のほか、NPO※や大学など、まちづくりに関わる団体を指します。 事業活動などを通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としてまちづくりに対する理解を深め、地域社会と調和を図りながら、公益的な活動に参加・協力します。 開発などを行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分理解し、周辺的环境や景観に配慮した施設計画とするなど、健全な事業活動を行います。 事業活動を通じ、地域社会にその経営ノウハウや専門知識、技術などの提供を行うことで、まちづくりの実現に貢献します。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 本マスタープランに基づき、市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域地区※などの指定や都市基盤整備など、行政でなければできない取組みを担います。 市は都市計画を進めるにあたり、中心的な主体となりますが、法制度上必要な市の区域を越える特に広域的・根幹的な都市計画については、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図ります。 住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどを進めます。

【行政の取組み内容】

(1)都市計画マスタープランの周知

まちづくりや都市計画に対する市民や事業者の意識を高め、まちづくりへの積極的な参加を促すとともに、お互いに本市の将来像を共有するため、本マスタープランの周知に努めます。

(2)まちづくりに関わる情報の提供

市民のまちづくりに対する意識の向上や、市が抱える問題点や課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用や都市施設などの事業実施の必要性・効果などの理解を促すため、必要な情報の適切な提供に努めます。

都市計画の指定状況や関連する数値情報、事業の進捗などの取組状況、まちづくり支援制度、優良なまちづくり活動事例などについて、広報やホームページなど多様なメディアを活用して市民に発信し、情報共有を図ります。

近年は、計画策定時などの市民意見聴取は広く実施されるようになっており、本市でも、事業の特性に応じて説明会やワークショップ※などを適宜開催していますが、今後もこのような取組みを大切にし、市民意向を直接的に聴取する機会を積極的に設けます。

また、まちづくりに関わる組織・団体の活動内容や学習会の開催案内など、市民が主体となったまちづくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

(3)まちづくり活動の主体づくり

これまでの地域のまちづくりについては、地縁型組織である町会・自治会などが主な中心的役割を果たしてきましたが、近年、ライフスタイル※や市民ニーズの多様化などを背景に、NPO※活動やボランティア活動などが活発化しており、市民のまちづくりに対する関わり方も多様化しています。

今後も引き続き、町会・自治会などを地域のまちづくりの中心的な担い手として位置づけつつ、多様なまちづくり活動を支える和泉ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」や地域社会へ還元できるカリキュラムで構成する「いずみ市民大学」、学習とふれあいを通し生きがいを育む「年輪大学」「年輪大学院」などの活用により、市民主体のまちづくり活動の活性化を図りましょう。

また、まちづくりに関するNPO※活動やボランティア組織など、様々なまちづくりに関わる組織の設立を促すとともに、まちづくりの担い手の育成を図りましょう。

(4)市民主体のまちづくり活動の支援

本市では、住宅まちづくり活動に取り組む協議会への助成金交付制度や市民活動に対する支援(「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業(愛称:ちよいず)」)、地域住民や関係機関が集まって情報交換や課題を定期的に話しあう「協議の場づくり」などにより、多様な市民のまちづくり活動を支える施策に取り組んでいるほか、地域における協働のまちづくりの相談窓口、地域コミュニティの形成や活性化の拠点として4つの地域それぞれに市民活動拠点を整備しています。

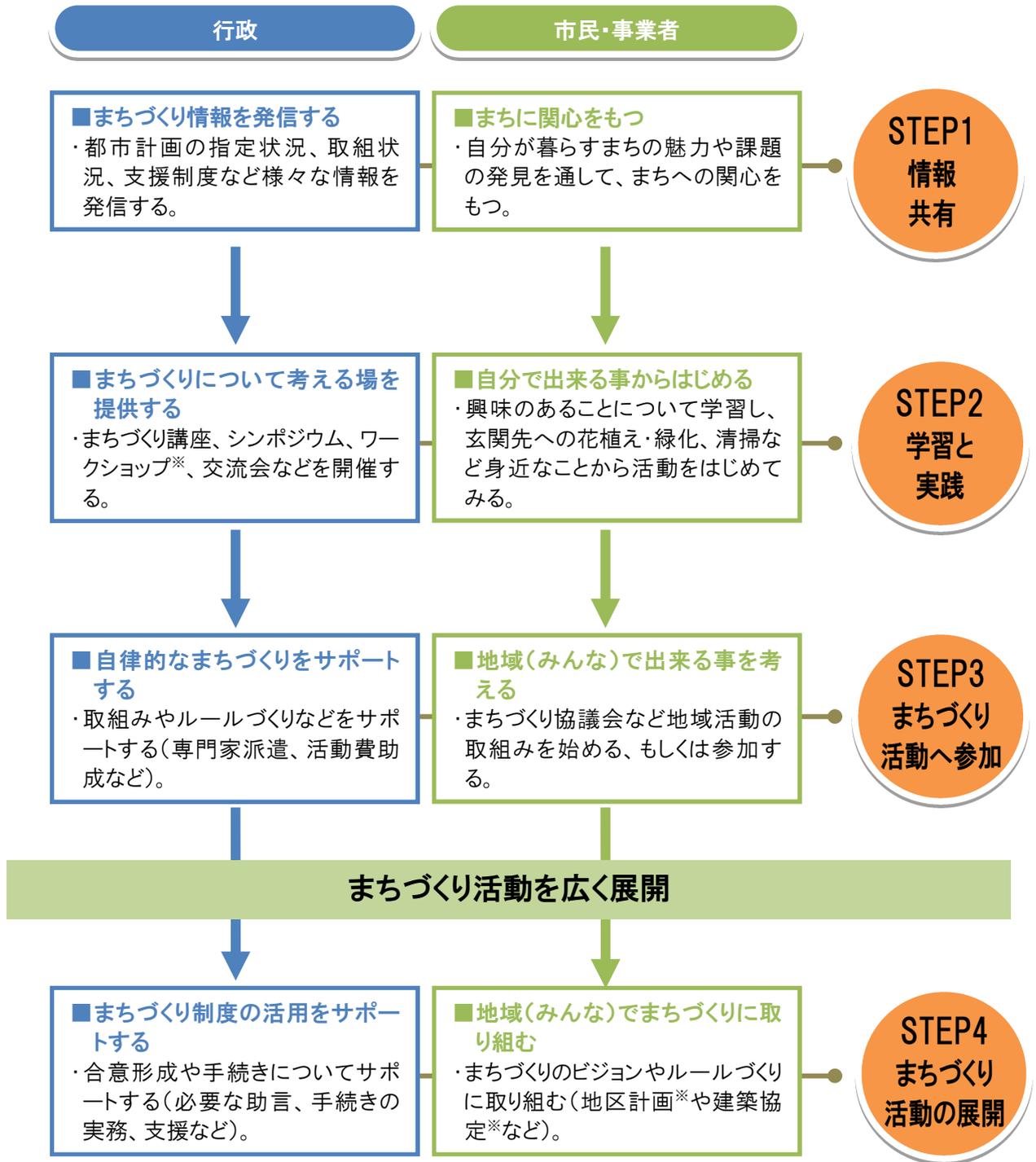
様々なまちづくり活動の団体や担い手の出会いや交流も含めた多様な活動などの活性化を図り、より良いまちづくりを推進するため、これらの施策や市民活動拠点を活用した市民主体のまちづくり活動への支援を行います。

(5)市民発意のまちづくり制度の活用促進

市民が求める暮らしを実現するためには、そこに暮らす市民自らが地域の将来像を共有し、その実現に向かって市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、一歩を踏み出すことが大切です。

このような考え方を実現するため、都市計画の決定や変更を土地所有者などが行政に提案できる都市計画提案制度、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める地区計画[※]制度、関係権利者全員で基準を定め守っていく各種協定制度など、様々な制度があります。今後、市民、事業者、行政が協働・連携しながらきめ細やかなまちづくりに向けて、地域の合意形成に基づくこうした制度の活用を積極的に進めていくことが大切です。

協働のまちづくりの推進フロー(例)



2. 効率的な都市計画行政の推進

本マスタープランは、都市づくりの目標やその方向などを示すものであり、今後、本マスタープランに基づく個別計画の立案や事業、施策の実施などが進められることとなります。効率的かつ効果的な都市計画行政を進めていくため、次のような取組みを進めます。

(1) 推進体制の確立

本マスタープランに基づくまちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、都市計画、土木、建築、環境、地域コミュニティなど、様々な行政分野の総合的、一体的な取組みが求められます。各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。

また、本マスタープランに位置づけられた進行管理のもと、都市計画の事業、施策を推進します。

(2) 個別計画の策定、見直し

本市では、これまで都市計画マスタープランによるまちづくりを推進するため、都市計画道路※や都市計画公園※などの個別計画について見直しを進めてきました。今後も引き続き既存の計画の見直しを進めるとともに、必要に応じて新たな計画を策定します。

(3) 財政基盤の確立

各種の事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(4) 民間活力の積極的な導入

効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備・更新や市街地における住宅供給、商業機能など各種都市機能配置による再整備などに、民間企業のノウハウや資本などを活用するなど、積極的な民間活力の導入を促進します。

(5) 広域的な連携・協力体制の強化

骨格的な道路整備や拠点整備などの広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、市民、事業者、市の連携だけでなく、国や大阪府、周辺市及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

3. 都市計画マスタープランの進行管理

本マスタープランによる着実な都市計画行政を実現するには、計画の進行管理が重要です。本マスタープランの目標年次は、20年後の平成47年度を目標としたものですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、10年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本マスタープランの見直しを行うこととします。

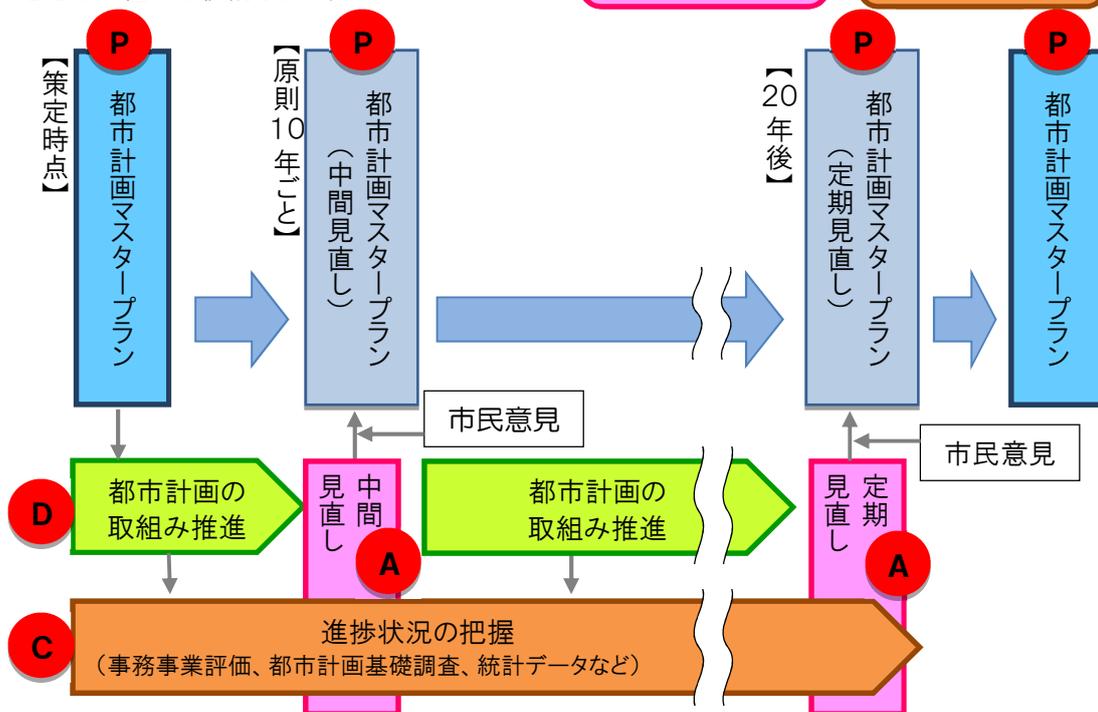
(1)PDCAサイクル*の運用

本マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCAサイクル*により検証します。

施策・事業の進捗状況の把握に努め、10年ごとに中間見直しを行い、20年後の定期見直しにつなげるような進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。ただし、様々な地区別まちづくりが進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

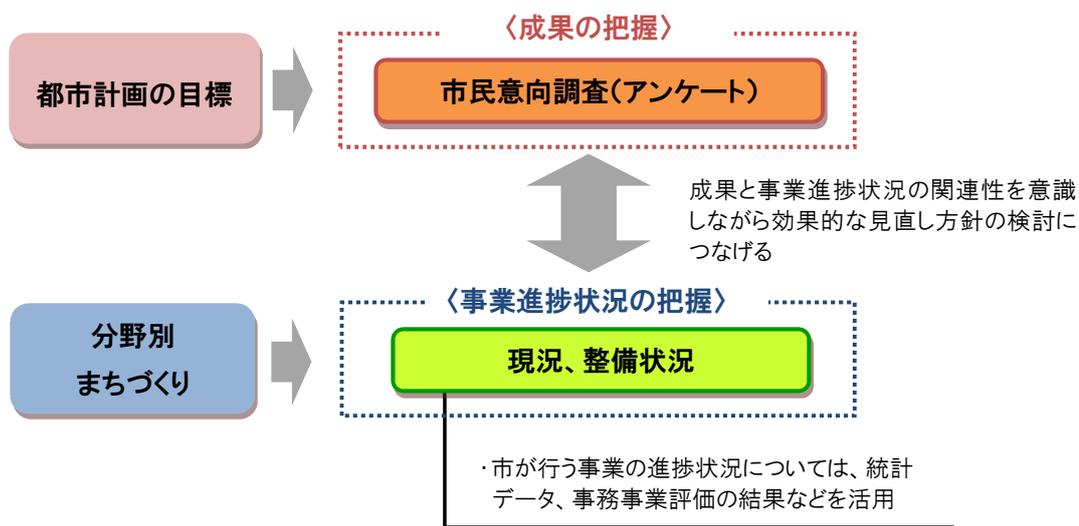
進捗状況や見直しの過程については、広報やホームページなどを通して公表します。

また、中間見直しの際に、市民意見を反映させる仕組みを検討します。



(2)計画の評価

都市計画の目標については、市民意向調査を活用し達成度を測ります。分野別まちづくりの方針については、事務事業評価や統計データの活用により事業進捗状況を把握し、達成度を評価します。



(3)見直し段階での市民参加

① 見直しプロセスへの市民参加

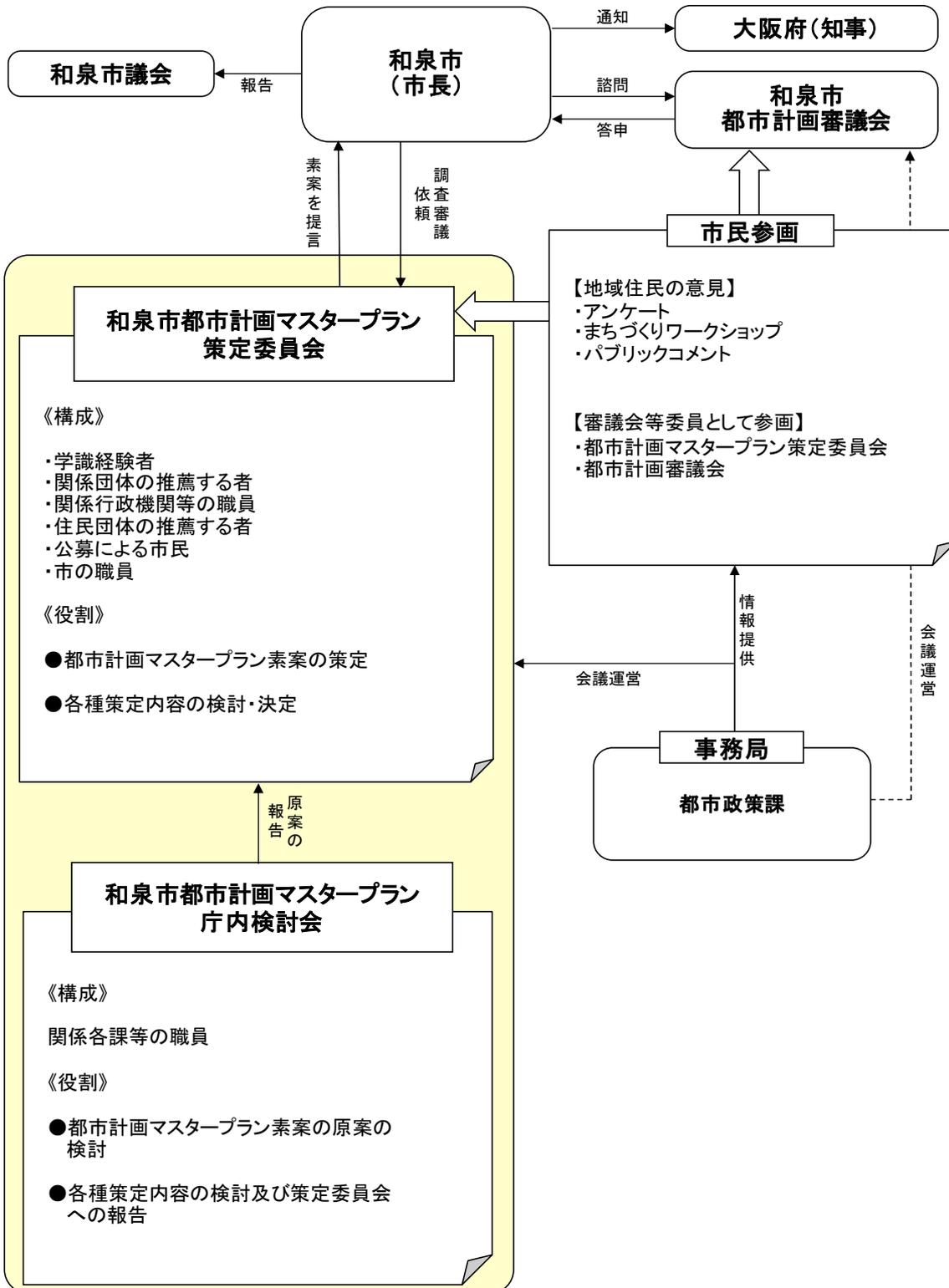
まちづくりに関する情報の共有や学習の機会の提供などにより、市民のまちづくりに対する理解度が徐々に広がっていくことが期待されることから、計画策定や進行管理への市民参画を積極的に呼びかけ、見直しのプロセスにおいて市民の意見やアイデアの適切な反映に努めます。

② 見直しに関する情報の公開

評価と見直しの状況は、適宜公開し、その結果及び内容がどのようにまちづくりに反映されたかわかるような形で公表します。

參考資料

第2次和泉市都市計画マスタープランの策定に関わる組織図



策定の経緯

1. 和泉市都市計画マスタープラン策定委員会

市民アンケートの結果や課題などの市民意見を踏まえ、調査及び審議を行い、都市計画マスタープラン素案を市長に提言する機関です。学識経験者、関係団体の推薦する者、関係行政機関等の職員、住民団体の推薦する者、公募による市民、市の職員の19名で構成しています。

実施日	実施事項
平成26年1月23日	第1回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○都市計画マスタープラン策定委員会について ○都市計画マスタープランについて ○今後の進め方について
平成26年3月28日	第2回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○現地視察会 ○和泉市のまちの現状について(視察会を終えて) ○アンケート調査結果の速報について
平成26年6月2日	第3回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○和泉市の現状と課題について
平成26年11月26日	第4回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○まちづくりワークショップについて ○第2次和泉市都市計画マスタープラン骨子案について
平成27年2月24日	第5回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○第2次和泉市都市計画マスタープランについて
平成27年8月27日	第6回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○第2次和泉市都市計画マスタープラン素案について
平成28年2月24日	第7回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○第2次和泉市都市計画マスタープラン素案について
平成28年6月8日	第8回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 議事 ○第2次和泉市都市計画マスタープラン(案)について
平成28年7月1日	第2次和泉市都市計画マスタープラン(案)を市長に提言

和泉市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

(平成28年6月8日現在)

役名	選出区分	選出役職名	氏名
委員長	1号	大阪府立大学教授(都市景観・環境分野)	下村 泰彦
副委員長	2号	和泉商工会議所専務理事	橋本 隆次
委員	1号	大阪市立大学准教授(都市計画分野)	嘉名 光市
		兵庫大学エクステンション・カレッジ長 (地域経済・地域政策分野)	田端 和彦
	2号	いずみの農業協同組合営農経済部長	信貴 正憲
	3号	(独)都市再生機構西日本支社 ニュータウン業務部業務管理チームリーダー	山本 政義
	4号	和泉市町会連合会の推薦する者	佐藤 正浩
			山本 重幸
			谷口 典人
			藤野 博
	4号	和泉市女性ネットワークの推薦する者	大倉 美佐子
			塚本 和代
			安河内 淑子
			横田 敏子
	5号	公募による市民	高原 洋一
			山本 有希子
	6号	市長公室長	森吉 豊
環境産業部長		木岡 章	
都市デザイン部長		山口 淳	

(選出区分)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1号 学識経験者 | 4号 住民団体の推薦する者 |
| 2号 関係団体の推薦する者 | 5号 公募による市民 |
| 3号 関係行政機関等の職員 | 6号 市の職員 |

2. まちづくりワークショップ

実施日	実施事項
平成26年 9月2日(北部、北西部) 9月3日(中部) 9月10日(中部(一部)、南部)	第1回まちづくりワークショップ(112名参加) 議事 ○ワークショップについての説明 ○専門家の先生からのお話し ○グループワーク ・身近な地域の資源と課題を考える ○グループ別発表
平成26年 10月22日(北部、北西部) 10月28日(中部) 10月29日(中部(一部)、南部)	第2回まちづくりワークショップ(92名参加) 議事 ○ワークショップについての説明 ○アイスブレイク ○グループワーク ・身近な地域の10年後を考える ・みんなで取り組むまちづくりを考える ○グループ別発表
平成27年 2月26日(北部、北西部) 3月3日(中部) 3月4日(南部)	第3回まちづくりワークショップ(67名参加) 議事 ○ワークショップについての説明 ○専門家の先生からのお話し ○地域のまちづくり方針(案)についての説明 ○グループワーク ・地域のまちづくり方針(案)についての意見交換 ○グループ別発表

3. その他市民参画の取組み

実施日	実施事項
平成26年1月30日～2月28日	和泉市都市計画マスタープラン市民意向調査 (市民 3,000 人を対象に実施)
平成28年4月11日～5月11日	第2次和泉市都市計画マスタープラン(案) パブリックコメント募集(受付意見:26件)
平成28年5月6日	第2次和泉市都市計画マスタープラン(案) 市民説明会(13名参加)

4. 和泉市都市計画審議会

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき設置する機関で、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議を行います。学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、住民の20名で構成しています。

実施日	実施事項
平成26年11月13日	平成26年度第1回和泉市都市計画審議会 報告 ○和泉市都市計画マスタープランの改訂について
平成27年12月22日	平成27年度第1回和泉市都市計画審議会 報告 ○和泉市都市計画マスタープランの改訂について
平成28年8月3日	平成28年度第1回和泉市都市計画審議会 議事 ○第2次和泉市都市計画マスタープランについて(諮問) 議決結果・・・原案可決
平成28年8月5日	第2次和泉市都市計画マスタープランについて市長へ答申

和泉市都市計画審議会 委員名簿

(平成28年8月3日現在)

役名	選出区分	選出役職名	氏名
会長	1号	大阪工業大学工学部教授	岩崎 義一
副会長	1号	商工会議所副会頭	山本 恭弘
委員	1号	桃山学院大学法学部教授	瀬谷 ゆり子
		近畿大学総合社会学部教授	藤田 香
		農業委員	辻畑 忠紹
		農業委員	西辻 達佳
		いずみの農業協同組合常務理事	辻林 修
		商店連合会会長	西田 清
	2号	市議会議長	山本 秀明
		市議会議員	松田 義人
			早乙女 実
			石原 日出子
			藤田 充
			金児 和子
	知覧 正勝		
	3号	和泉警察署長	大島 謙二
	4号	町会連合会代表	園田 光明
		和泉市女性ネットワーク代表	前田 幸子
		住民(公募によるもの)	坂本 正夫
塔筋 就子			

(選出区分)

1号 学識経験者

3号 関係行政機関の職員

2号 市議会議員

4号 住民

用語解説

	用語	解説
あ行	NPO	Non Profit Organization の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称。
	温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
か行	既存ストック	これまでに整備された都市における生活や産業を支える都市基盤（道路、上下水道、公共施設など）やまちの資源のこと。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
	区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。
	景観法	日本の都市や農村・山村・漁村などにおける良好な景観の形成を促進するための法律。2004年(平成16年)6月に制定され、同年12月に施行された。
	限界集落	過疎化・高齢化が進展していく中で、経済的・社会的な共同生活の維持が難しくなり、社会単位としての存続が危ぶまれている集落。
	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。あらかじめ、被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。
	建築協定	建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠あるいは緑化の方法などについての協定を住民自身が行ない、建築基準法で定める内容より高い水準で基準を取り決めることのできる制度。具体的には、敷地規模、壁面線の後退、建物の用途制限、高さ・階数などを制限する。
	建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合。
	公共的交通手段	不特定多数の人々が利用する交通機関。自治体や民間企業を事業主体とした鉄道、バスなどのほか、地域の組織などが運営する乗り合い自動車なども含む。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

高度利用	高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
高度利用地区	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定めるもの。
コミュニティバランス	多様な世代などがバランスよく居住し、教育・医療などのサービスが一定圏内で困難なく受けることができること。
さ行	
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、「細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築」、「公園、広場、街路などの公共施設の整備」などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業。
自然環境	人工によらない、自然元来の構成物により形成される環境。 人間や生物を取り巻き、その生存や行動などに密接な関連をもつ、土地・大気・水・生物などからなる自然界の状況。
自然的環境	人の手が加わった自然環境。
自然的要素	人の手が加わった自然要素。公園の緑や人工林、農地など。
自然要素	自然環境を構成する一つ一つの要素。水、土、大気、野生の動植物など。
児童遊園	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つ。児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。
市民活動団体	公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利の活動を行う団体。町会・自治会などの地縁型市民活動団体のほか、特定の公益目的をもって活動しているボランティア団体やNPOなどのテーマ型市民活動団体がある。
社会動態	転入・転出に伴う人口の動き。
循環型社会	製品などが破棄物などとなることを抑制して、次に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

しんせつ 浚渫	水底の土砂を掘取り、運搬処分する作業。
準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために定められるもので、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。
新エネルギー	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギーなどをはじめ、さまざまな分野での技術開発が進んでいる。
人口の変化	平成24年の住民基本台帳法の一部を改正する法律により、地域別で日本人・外国人を区分して集計できなくなったため、平成27年度のみ外国人を含む数値となっている。
新住宅市街地開発事業	人口集中の著しい市街地の周辺の地域において、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図る事業。
水源涵養 ^{かんよう}	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。
世帯数の変化	平成24年の住民基本台帳法の一部を改正する法律により、地域別で日本人・外国人を区分して集計できなくなったため、平成27年度のみ外国人を含む数値となっている。
セットバック	敷地に接道している道路が、建築基準法に基づいた道路(4m幅)に満たない場合、敷地の一部を道路として提供することで、道路幅4mを確保すること。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10haから50haを標準として配置する。
た行 地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもので、本市においては、用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火・準防火地域、生産緑地地区が定められている。
地区計画	地区の特性に応じて、その良い所を保全したり、問題点を改善する方法を地区の住民が参画し、都市計画提案制度などを活用して、都市計画に位置づけることによって、快適で住みよいまちづくりを進めていく手法で、地区の目標や施設の配置、建築物の基準などをきめ細かく定めることになっている。
超高齢社会	高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)が21%を超えた社会のこと。

	長寿命化	物の使用に耐える期間を延ばす対策。
	低炭素まちづくり	都市における温室効果ガスの排出を抑制するまちづくり。
	特別用途地区	特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護などを図るために定めるもの。和泉市においては、研究開発地区が都市計画決定されている。
	都市計画区域	都市計画法やその他の関連法令の適用を受ける区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定する。
	都市計画公園	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道などと並び都市施設として計画的に配置、整備される公園などのこと。
	都市計画施設	都市計画法第11条に掲げられている都市施設(道路、公園、水道、下水道など)に関して、その種類・名称・位置・区域などが「都市計画」に定められた都市施設のこと。
	都市計画道路	土地利用・交通などの現状と将来の見通しのもとに計画的な整備を図るべき道路として、都市計画に決定されたまちづくりの先導的な役割を果たす道路。
	都市公園	国または地方公共団体が土地の所有権などの権限を取得し、環境の保全、遊び場、防災などを目的とした都市の施設として整備するもの。
	都市農村交流	都市住民と農村住民の間の人・物・情報の双方向的な流れ。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行う事業。
な行	農業団地	農業経営の効率化や生産性の向上を図るために整備した一団の農地。
	農空間保全地域制度	農空間の公益性を発揮するため、保全すべき農空間の地域を指定する制度。
は行	PDCAサイクル	マネジメント手法の一種。計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

	ヒートアイランド	都市部が郊外に比べて気温が高くなる現象。都市の気温上昇に伴って、生活上の不快や熱中症などの健康被害の拡大、生態系の変化などが懸念されている。
	防災リーダー	地域での研修や訓練などの自主防災活動及び大規模災害時において各地域で主導的な立場を担う人物。
ま行	まちなみ地区制度	計画的に開発された住宅地域内において、良好なまちなみ環境を保全育成するために定めた和泉市独自の制度。条例に基づき、宅地の細分化や地盤高の変更などの宅地改変行為を規制する。
	ミュージアムタウン構想	久保惣記念美術館を中心とした周辺地域のブランドイメージ戦略を検討し、観光振興及び交流人口の拡大を図ることを目的とした構想。
や行	U・ターン	Uターンとは、生まれ故郷から都市部へ移住した者が再び生まれ故郷に戻ることに。Iターンとは、生まれ故郷以外の地域に移ること。
	ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、製品、建築物、環境をデザインすること。
	用途地域	都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどについて制限を行う制度。
	要配慮者	防災施策において、高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を要する人のこと。
ら行	ライフスタイル	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含んだ、広い意味での生き方。
	緑地協定	土地所有者などの合意により協定を結んで敷地内の緑地の保全や生け垣を設置するなど土地の緑化に取り組むもの。
わ行	ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われる。



和泉市イメージキャラクター
コダイくん・ロマンちゃん

第2次和泉市都市計画マスタープラン

- 発行年月／平成29年3月
 - 発行／大阪府和泉市
 - 編集／和泉市 都市デザイン部 都市政策課
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
TEL : 0725-41-1551
-



Re

Design

第2次和泉市都市計画
マスタープラン

リ・デザイン